

1 市民意見公募の実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市第2次発達支援計画素案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、立川市役所1階ロビー、立川市役所3階市政情報コーナー4月16日まで、女性総合センター・アイム、窓口サービスセンター、連絡所、子ども家庭支援センター窓口

(3) 意見提出期間

令和2年4月10日～令和2年5月6日 ※新型コロナウイルス感染症拡大による影響を考慮し、終了日を4月30日から延長しています。

(4) 結果

ア 提出者数 3名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	0名	3名	0名

イ 意見の件数 15件

全体に関わること	第1章 計画の策定に あたって	第2章 本市の状況につ いて	第3章 立川市発達支援 計画の取組・成果 と課題	第4章 本市の発達支援 における理念と 機能	第5章 8つの機能の役割	その他
0件	0件	0件	3件	2件	9件	1件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
0 件	15 件	0 件

※1 名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見の要旨と市の考え方について

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに要旨を整理しています。
 ※類似の意見については、内容を集約して整理しています。

(1) 意見を反映するもの (0 件)

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方

(2) 市の考え方を説明するもの (15 件)

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	第3章「立川市発達支援計画の取組・成果と課題」の「3情報共有機能」	関係機関との課題や情報の共有を行うため庁内関係課だけでなく、関係機関と連携できるように紙ベースだけでなく、セキュリティに気を付け、データで共有できることを望みます。	1件	サポートファイルについては、平成31年度から運用を始めました。まずは、サポートファイルの周知と利用促進を行っていくことから始め、内容についての見直しも検討してまいります。サポートファイルは基本的に保護者の管理と考えております。データの共有やスマホアプリの活用については、今後、研究してまいります。
2	第5章「8つの機能の役割」の「3情報-13 サポートファイルの周知と利用促進」	内容をより使いやすくニーズに合わせていけるよう改善することも書いていただくと、使う側としてはうれしいです。現時点ですでに、保護者や提供する支援現場からは、「使い方や使う場面がわかりにくい」「記入が面倒」「ニーズに合っていない」という声が出ています。将来的には、スマホアプリを使って情報管理をし、必要に応じてワードなどと同期して印刷できたり、データとして関係機関に提供したりできる形も検討してほしいです。今のお母さんたちがいちばん日常的に使いやすく手軽に記入できるアイテムがスマホだからです。記述式はただでさえ余裕のない保護者には負担が大きいです。	1件	

3	第3章「立川市発達支援計画の取組・成果と課題」の「5. 家庭支援機能」	ペアレントプログラムの実施を成果とされていますが、2年目となる今年度も講師謝礼が予算化されていないため、講師の無償ボランティアに頼っている状態です。第五章の役割にもペアレントプログラムの実施を明記している以上、今後の継続やニーズに対応した回数の拡大を考えるなら、講師を安定して頼めるように予算を取るべきです。	1件	ペアレントプログラムの実施方法について、今後検討してまいります。
4	第3章「立川市発達支援計画の取組・成果と課題」の「8. 理解啓発機能」	市民への啓発を目的とした発達支援団体によるイベントを行政が共催や後援として支援したことも、成果に挙げていただきたいです。	1件	成果の中には、ご意見をいただいた内容なども含まれております。
5	第4章「本市の発達支援における理念と機能」の「立川市の発達支援 求められる8つの機能」図の情報共有」	ここは、「誰が伝える、発信する」ということよりも、その発信をどこの窓口が受けどのような場で方法で共有がなされているかを市民は知りたいのではないのでしょうか。連絡会にはどのようなものがあるのかなど、具体的に書かれているといいと思います。	1件	第5章の「8つの機能の役割」の「3情報共有機能」の中で、情報共有の手段や窓口となる関係機関を示しております。また、様々な機会を通じて、各関係機関同士が連携して情報共有を行うこととしております。
6	第4章「本市の発達支援における理念と機能」の「本市が目指す発達支援システム 5. 現場職員支援機能」	保育園、幼稚園のみならず、小学校、中学校にも支援員などの定期巡回をできる体制を作って頂きたいです。保育所等訪問支援事業につきましても、高校まで利用できる事業にも関わらず、先生方はもちろん、市の職員の方も存在とその内容を把握されていないようでした。また保育所等訪問支援事業は受給者証を取得せねばならず、その手続きのハードルが支援が行き渡らない一つの要因ではないのでしょうか。我が子のみならず、現場の先生方も特性のある子どもも困った末に悪化の一途を辿っている例を多く見聞きします。研修よりも現場でのOJT、ケーススタディのかたちが増えることが、教師、発	1件	保育園や幼稚園には巡回保育相談を実施して、各園に対しての助言を行っております。また、小・中学校には教育相談員が学校の要請に基づき学校を訪問する巡回相談を実施しており、児童・生徒の様子を観察したうえで、指導・支援についての助言を行っています。そのほか、言語聴覚士の派遣や、都の制度を活用した心理士の派遣も行っています。引き続き学校と連携し、児童・生徒への適切な指導・支援が行えるようサポートしていきます。 なお、保育所等訪問支援事業については、様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

		達特性のある子どもたちへの大きな手助けとなると思います。		
7	第5章「8つの機能の役割」の「1相談－8 心理相談と発達検査及び個別療育枠の確保」	求めに応じて提供できる体制作りとは、具体的にどのような努力でしょうか？医療機関に勤務する専門職員の育成やあっせんをサポートする？対応できる医療機関を誘致する？ （「6健診－5 診察枠の確保」についても同様）	1件	求めに応じて提供できる体制づくりは、具体的には平成30年度から実施している「発達障害児等支援に係る医療機関との連携モデル事業」です。また「6健診－5 診察枠の確保」についても、このモデル事業の中で実施しているものです。
8	第5章「8つの機能の役割」の「1相談－11 児童発達支援センターの設置」	これを市民が目にするなら、設置とはどのようなことか、どこかで具体的な説明が必要かと思います。（施設を作るのか、システムとして構築するのか）	1件	現在、公共施設再編個別計画の中でドリーム学園の移転について検討しております。その施設整備計画の中で児童発達支援センターについて検討を行い、その計画についても公表してまいります。
9	第5章「8つの機能の役割」の「2成長－11 小・中学生の居場所の確保」	関係機関に、放課後デイを入れてもよいのではないのでしょうか。もちろん居場所にもなるし、プログラム研究をすすめるなら連携が効率的だと思います。	1件	本計画の中において、放課後等デイサービス事業者との連携については、「3情報－14、5現場－4 民間療育機関等の連携と情報共有への支援」や「3情報－20 子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解」などの取組項目でお示しておりますが、様々な連携方法については今後の課題とします。
10	第5章「8つの機能の役割」の「3情報－20 子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解」	園－児童発達支援事業、小中学校－放課後デイサービス事業間の連携が、保護者からはニーズが高いのに対し、まだまだ十分に行われていません。行政からのトップダウンで連携を行うよう指導する、また情報共有の機会や場を設けることが必要です。児発や放課後デイについて知識のない先生も多いため、職員研修のテーマにもしてほしいです。	1件	児童発達支援事業者との連携については、保育事務連絡会や保育士・幼稚園教諭研修等の場で、事業者に関する情報提供等を行ってまいります。また、放課後等デイサービス事業者と教育委員会、小・中学校との連携を検討していくとともに、特別支援教育コーディネーター連絡会等の場で、放課後等デイサービス等に関する情報交換を行い、各校内で共有するよう取り組んでいきます。教員研修につきましては今後の課題とします。

11	第5章「8つの機能の役割」の「4 家庭－18 インターネットによる情報提供」について	ここに文章として載せなくてもよいので、市民から問い合わせがあったときに応えられるように、具体的な方策をたてておいてほしいです。(専用サイトを作るのか、必要な情報ページとのリンクを充実させるのか…など)	1件	インターネットを活用した情報提供は重要と考えており、発達相談や児童発達支援事業所などの情報を提供しております。今後も必要な情報については、掲載してまいります。
12	第5章「8つの機能の役割」の「5 現場－16 障害児相談支援事業者への支援」	相談支援員はこれからの障害福祉に於いて、高齢者福祉のケアマネのような存在になっていくことが期待されます。しかし、相談員によって質の差がまだまだありますので、様々な取り組みの中に、相談員も入り情報や課題を共有してほしいです。「継続」でなく「充実」にしてスキルアップに繋げてほしいと思います。	1件	児童発達支援事業所交流会や放課後等デイサービス事業所連絡会を通して、引き続き相談員の質の向上に努めてまいります。
13	第5章「8つの機能の役割」の「6 健診－7 就学後にもつながる発達支援」	この力となる民間団体がたくさんあります。ぜひ、関係団体に、「民間団体」も入れてほしいです。	1件	取組項目の中でも「関係機関等と連携を図り」とお示ししており、民間団体とも必要に応じて連携して支援を行ってまいります。
14	第5章「8つの機能の役割」の「7 コーデー－12 つながりやすいコーディネーター」について	個々の職員の専門性の向上も、ニーズを拾うために大事ですが、コーディネーターの核は「必要なところにつなげていくこと」だと思います。情報共有とも重なりますが、つながっていくための場や機会を作ることこそ、行政だからできることだと思います。どのような機会でも情報共有がなされているかを明記することで、市民にとってコーディネーターが目に見える形で示されることで安心できると思います。	1件	コーディネーターを行っていくには、情報共有も重要な視点ですが、ここでは「職員のコーディネーター力向上」のために「顔の見える関係を構築しておくことの重要性」を示したものです。なお、情報共有は、関係機関同士が、必要に応じて行うものと考えております。

15	その他	<p>保育所等訪問支援事業の活用。現在、立川市内でこの事業を行っている事業所はありません。保育所等訪問支援事業は、これからもっと活用していくべき重要な事業だと思います。専門性のある支援員が個々の子どもに対して園や学校に出向いて支援や環境整備を行うことで、子どもの成長療育促進につながります。また、支援員が園・学校と保護者の間に入ることで、情報共有もスムーズになり信頼関係を育むことができます。現場の先生たちに対し支援のアドバイスもできるので、現場研修機能にもつながります。ぜひ、保育所等訪問支援事業を行う事業所の誘致をお願いいたします。</p>	1件	<p>保育所等訪問支援につきましては、事業所の自主的な立ち上げだけでなく、立ち上げについて積極的に関与してまいります。</p>
----	-----	--	----	---

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの）（ 0件）

整理番号	意見要旨